

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 7 月 13 日 (金) 号外第 67 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表（3件）（4～6）・・・・・・・・・・ 2
	包括外部監査の結果に関する報告に基づき知事が講じた措置の公表（7）・・・・・・・・ 18

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成22年11月 2 日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成21年度決算に係る定期監査の結果に関する報告（以下「平成21年度決算監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成21年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成24年 7 月13日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

監査指摘	講じた措置
<p>1 総務部 財源確保室（財源確保推進課）</p> <p>鳥取県職員宿舍管理業務に係る委託契約（中部地区）ほか1件について、契約書に定める実施報告書の受理が遅延していた。</p>	<p>実施報告書の提出の督促を失念していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、契約時に委託業者及び関係地方機関と協議の場を設け、契約内容等の確認を行うとともに、委託業者に対し、実施報告書の提出期限前に、確認の連絡を行うこととした。</p>
<p>2 文化観光局</p> <p>（1）文化政策課</p> <p>「再興第93回院展鳥取展」開催事業補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</p>	<p>実績報告書を提出するよう、再三再四督促を行ったにもかかわらず、補助事業者が応じなかったことが原因である。</p> <p>今後、実績報告書の提出について、担当者が適宜適切に督促を行い、補助事業者が速やかに督促に応じないときは所属長等が督促を行うとともに、鳥取県補助金等交付規則に基づき厳正な対応を行うこととした。</p>
<p>（2）観光政策課</p> <p>商工手数料（旅行業更新登録申請等手数料）に係る証紙収入について、鳥取県収入証紙を貼付すべきところを誤って収入印紙を貼付した申請書を受理し、消印をしているものがあった。</p>	<p>申請者に対し、収入印紙が貼付されていたことを説明し、平成23年3月に収入証紙による納付を受けた。</p> <p>申請書の受理時の確認が不十分だったことが原因であり、再発防止のため、登録事務マニュアル及びチェックリストに収入証紙の確認を追記するとともに、所属長（平成23年度以降は、鳥取県収入証紙規則の改正に伴い所属長以外の一定の者でも可）が登録申請書及び証紙徴収整理簿により収入証紙の貼付を確認の上、担当者が消印を行う手続とした。</p>

3 福祉保健部	鳥取県収入証紙規則等に規定する事務手続の認識不足が原因である。
(1) 長寿社会課	申請書の受理時に、所属長（平成23年度以降は、鳥取県収入証紙規則改正に伴い所属長以外の一定の者でも可）による収入証紙の消印及び証紙徴収整理簿の確認を行うことを徹底するとともに、会計事務研修を受講させ基本的な業務能力の向上を図った。
民生手数料（介護サービス情報公表手数料）に係る証紙収入について、申請書受理時に行うべき貼付された収入証紙の消印及び証紙徴収整理簿の確認を6か月に1度行っていた。	調定額に誤りがあった1名分49,647円及び調定を行っていなかった59名分164,926円について調定を行い通知した。
(2) 医療政策課	延滞金の徴収方法についての認識不足が原因であることから、約定返還日後速やかに収納状況を確認し、納期限を過ぎて納入されたものには速やかに延滞金の調定を行うことを徹底した。
看護職員等修学資金貸付金返還金に係る延滞金について、調定額に誤りがあり、また、調定を行っていないものがあった。	公募型プロポーザル方式による随意契約については予定価格を決定する必要がないと誤認したことが原因である。
(3) 総合療育センター	再発防止策として、予定価格の決定を含めた適切な事務処理を行うため、契約事務の一連の流れ及び各手順において留意すべき重要項目を一覧にした契約事務フロー・チェックシートを作成し、所属内担当職員全員に周知徹底した。
鳥取県立総合療育センター院内保育所運営業務委託契約ほか1件について、予定価格を決定していなかった。	債務負担行為が設定された委託契約の変更契約であるという認識が担当者及び決裁権者ともに不足していたことが原因である。
4 農林水産部	再発防止のため、契約締結時における確認を徹底するとともに、所属内の研修において今回の指摘事項について周知を図った。
(1) 農林総合研究所園芸試験場	また、今後、同様の事案が生じた場合は、増額部分について単年度の委託契約を締結することとした。
鳥取県農林水産部農林総合研究所園芸試験場施設管理等の業務委託契約について、債務負担行為の限度額を超えて契約を締結していた。	補助金交付先である町の予算措置を待ち、平成23年3月に超過交付分の返還を受けた。
(2) 水産課	補助金交付要綱に対する認識が担当者及び決裁権者ともに不足していたことが原因であり、再発防止のため、所属内での確認及び精査を徹底するとともに、市町村に対して要綱の説明を行い、要綱の理解の徹底を図った。
地域養殖振興対策事業費補助金について、交付額に誤りがあった。	5 県土整備部 空港港湾課

<p>鳥取県空港地上作業監視業務費補助金について、交付額に誤りがあった。</p>	<p>補助金の交付先から、平成22年10月に超過交付分の返還を受けた。</p>
<p>6 総合事務所</p>	<p>実績報告に添付された地上作業監視業務報告書に基づく実績時間の計算が誤っていたことが原因であり、再発防止のため、所属内でのチェックを徹底した。</p>
<p>(1) 八頭総合事務所県土整備局</p> <p>土木使用料（電柱敷等に係る道路占用料等）について、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>なお、平成22年度以降は、交付要綱上の補助対象経費は「警備保障会社等に委託する場合はその委託料とする。」とあることから、実績時間によらず、航空会社から警備保障会社等への委託料の額に基づいて交付することとした。</p>
<p>(2) 西部総合事務所</p> <p>福祉保健局庁舎入居者の冷暖房使用に係る行政財産使用料について、調定を行っていなかった。</p>	<p>公有財産使用許可簿の整備が十分ではなかったため、調定処理すべき案件の把握に時間を要したこと及び所属内での進捗管理が十分でなかったことが原因である。</p>
<p>(2) 西部総合事務所</p> <p>福祉保健局庁舎入居者の冷暖房使用に係る行政財産使用料について、調定を行っていなかった。</p>	<p>再発防止のため、公有財産使用許可簿を再整備するとともに、進捗管理を徹底することにより調定処理に遅延が生じないようにした。</p>
<p>7 会計管理者 庶務集中局</p> <p>不用品の処分について、処分承認の事務手続が遅延していた。</p>	<p>未調定額について調定し、平成22年5月、11月及び12月に収納した。</p>
<p>7 会計管理者 庶務集中局</p> <p>不用品の処分について、処分承認の事務手続が遅延していた。</p>	<p>冷暖房使用に係る経費は、行政財産使用料の調定期とは別になるため、担当者が調定を失念したことが原因であり、再発防止のため、年間を通じた調定の予定について年間予定表等により係内で確認及び情報の共有を図るとともに、会計事務等研修会に担当者等が参加し業務能力の向上を図った。</p>
<p>7 会計管理者 庶務集中局</p> <p>不用品の処分について、処分承認の事務手続が遅延していた。</p>	<p>地方機関から申請書類を受理した本庁の予算主務課の手続が遅れたことが原因であり、集中業務課が回付を受けたのが処分日当日となり、不用品の処分の承認が事後となったものである。</p>
<p>7 会計管理者 庶務集中局</p> <p>不用品の処分について、処分承認の事務手続が遅延していた。</p>	<p>再発防止のため、物品の処分の承認申請手続が遅延しないよう各所属長に周知徹底した。</p>
<p>8 病院局</p>	
<p>(1) 中央病院</p> <p>注射薬自動払出システムに関する複合契約について、予定価格を決定していなかった。</p>	<p>別途契約していた医薬品・診療材料等物品調達管理業務受託業者と随意契約することとしたため、予定価格の決定が必要ないと誤認したことが原因である。</p>
<p>(1) 中央病院</p> <p>注射薬自動払出システムに関する複合契約について、予定価格を決定していなかった。</p>	<p>再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、チェックリストによる書類点検を徹底した。</p>
<p>(2) 厚生病院</p> <p>ア 厚生病院病棟エレベーター改修工事を対象事業とした地域活性化・経済危機対策臨時交付金</p>	<p>実績報告に必要な請負金額を工事発注担当から補助金担当に報告する際、変更契約後の請負金額ではなく</p>

<p>に係る病院事業交付金について、調定額に誤りがあった。</p>	<p>当初契約の請負金額を報告していたことが原因である。 再発防止のため、工事発注担当からの報告の際には、補助金担当が実績の分かる書類により金額の確認を行うことを徹底した。 なお、今回の実績報告の額の誤りにより生じた損害については、厚生病院の医業収益で補てんした。</p>
<p>イ 職員駐車場使用料について、調定額に誤りがあった。</p>	<p>過大徴収額は、平成22年6月に職員に返還した。 職員からの使用許可の変更申請を受理し利用終了決定通知書を発行していたものの、職員駐車場使用料に係る収入調書作成時に当該職員分について削除しなかったことが原因であり、再発防止のため、収入調書作成時には、前月以降の新規及び変更（中止）一覧及び使用許可書の写しを添付するとともに、複数の職員によるチェックを徹底した。</p>
<p>9 教育委員会 (1) 教育環境課 雑入（水産実習船「若鳥丸」の用船料）について、調定が遅延していた。</p> <p>(2) 皆生養護学校 スクールバス運行・管理業務委託契約に係る委託料について、支出額に誤りがあった。</p>	<p>用船契約上、用船料の支払と航海中の燃油代等の支払とは別であるにもかかわらず、燃油代等の支払後に用船料の調定を行うものと誤認していたことが原因である。 再発防止のため、用船契約期間満了後直ちに収入調定を行うことを徹底するとともに、契約内容について担当者が正しく理解することはもちろん、所属全体で今回の指摘内容について情報を共有し、請求時期に係る認識を統一した。</p> <p>消費税等が加算されていなかったことによる当該未払い額については、平成22年2月に支払った。 請求書に対する内容チェックの不備が原因であり、再発防止のため、請求書の内容を確認することを徹底した。 なお、1日ごとの経費に消費税等を加算し、毎月その合計額を支出額としていたが、今回の指摘を受け、平成22年度以降は、1月分の経費の合計額に消費税等を加算した額を支出額とすることで委託業者と合意した。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 統轄監（未来づくり推進局） タイムリーで効果的な情報発信について（広報課（広報課・未来戦略課）） 本県の試験研究機関では、鳥姫（酒米）、ねばりっこ（ながいも）等の新品種が生み出され県内外から高い評価を得る等広報素材が多くあり、PRがな</p>	<p>県民に県の取組等が十分に伝わるようにすることは、県政に関心を持っていただくためにも重要である。 このため、各種研修会の開催及び庁内メールマガジ</p>

されているところである。しかし、他県に先行して成果を上げている研究事例が遅れて報道されるなど、スピード感や情報提供の時期を失い、インパクトに欠けていると感じることもある。

また、マスコミでの露出度においても、山陰両県は報道ツール（新聞、テレビ、ラジオ等）が同様であるため、隣県よりも少ないのではないかと感じられるところでもある。

については、統轄監及び各部局は連携して戦略的な広報に努め、タイムリーかつスピーディーに情報提供を行うとともに、県内外への効果的な情報発信に努められたい。

2 総務部

(1) 業務上のノウハウの継承について（業務効率化室（業務効率推進課））

近年、定期監査において不適正事案が増加傾向にあり、その中でも、イージーミスやケアレスミスなど財務会計の基本的な知識不足によると思われる事例が多く見られる。

財務会計事務については、事務に熟知した職員が少なくなり、若い職員への指導及び上司の進行管理・確認が十分に行えない状況となっている。

技術部門については、職員数の減少等により現場へ出向く機会が減少し、現場に熟知した職員が少なくなり、関係団体や施工業者への指導に支障がでてきている。

業務全般については、電子決裁の導入などの影響により、職員間のコミュニケーションが不足し、これまで培ってきた経験や知識が十分に継承されず、組織としての確認や判断が的確に行われないことも危惧される。

このような状況が続けば、今後の円滑な業務の執行に大きな支障をきたすことが懸念されるところである。

については、各業務の検証を行い、職員の業務上のノウハウが若い職員へスムーズに引き継がれる

ン「広報のススメ」の発行等により、職員全体の広報能力向上を図るとともに、平成22年度に設置した各部局等広報担当者との連携により広報素材を掘り起こしたり、未来づくり推進局から各部局等に積極的に働きかけるなどして、時機を逃さない効果的な広報に努めている。

また、全国での認知度・好感度を高め、鳥取県のブランドイメージを形成・向上させることは、鳥取県への観光客誘致、食品等の県産品の販路拡大及び移住定住促進等に当たって重要である。

このため、県外本部を含む関係課が情報発信担当者会議において、テーマ、ターゲット、タイミング等を点検し、それぞれの取組を部局横断的に連携させることによって、効果的な情報発信に取り組んでいる。特に情報の発信拠点となる首都圏に対してワーキングチームを設置して重点的に取り組んでいる。

さらに、広報紙「とっとり県政だより」電子書籍版を発行するとともに、YouTube（とっとり情報チャンネル）、ツイッター（toritter）及びフェイスブック等のソーシャルメディアを活用するなど、新たな広報媒体での情報発信に取り組んでいる。

財務会計事務については、担当者研修の実施、会計事務のポイントをまとめた「会計局からのお知らせ」の発行、「会計事務処理標準テキスト」の作成等により従来からノウハウの継承に取り組んでいるところであり、引き続き、取組の充実に努めていく。

また、技術部門については、県土整備部の業務改善プロジェクトチームにおける検討結果を基に、現場に出向く時間を増やすため、監督基準等の改訂を行い、準監督員（必要に応じて非常勤職員又は建設コンサルタント等への監督業務委託により指定した者）の権限を強化し、及び自社施工確認の簡素化等の事務手続を見直すとともに、積算業務の一部委託を試行したり、職員の技術力の向上を目的とした若年層育成プログラムを策定し、所属におけるOJT（職場内の教育訓練）の推進、監督基準等の研修を実施しているところである。

さらに、平成22年度から無理・無駄を追放するためのカイゼン運動を実施しており、この中で予算決算業務について「業務の見える化」への取組を通して業務マニュアルの作成、知識の共有化に成果を上げた好事例があり、この取組を全庁的に展開するとともに、平

<p>ような方策を検討されたい。</p> <p>(2) 総合事務所のあり方について（業務効率化室（業務効率推進課））</p> <p>総合事務所については、平成13年度に日野総合事務所が設置されたのを皮切りに、平成18年度には県下5つの総合事務所が設置され、11の事務を所掌している。</p> <p>総合事務所の設置により、住民の利便性の向上や住民の意見が迅速に行政に反映される等の効果が出ている。</p> <p>しかし、個別の事務をみると、現場で苦慮している状況が見られる。</p> <p>具体的には、今年4月から東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所に農商工連携チームが設置されたが、東部地区では「商工業及び労働に関する事務」を商工労働部が担当しているため、東部総合事務所では商工団体等の情報が不足し、農商工連携業務の推進に苦慮している。</p> <p>また、林道整備等については、八頭総合事務所では鳥取市及び岩美郡を、日野総合事務所では米子市、境港市及び西伯郡をエリアとしているが、エリアが広範囲にわたるため、業者への指導・監督等に苦慮している。</p> <p>さらに、日野郡では7月に日野地区連携共同協議会が設置され、各種の事務を共同して取り組む動きも出ており、福祉業務をはじめとした市町村への権限移譲も念頭に置いて、県庁と各総合事務所の業務を検証する時期にきている。</p> <p>については、県民の視点や効率性の観点から、特に、東部地区においては総合事務所の統合を念頭に置きながら、県庁と総合事務所との役割分担及び組織・体制のあり方について、検討が行われた。</p>	<p>成23年度も引き続き「業務の見える化」に重点をおいてカイゼン運動を実施しており、これらの取組を通じて業務上のノウハウの継承を図ることとしている。</p> <p>組織体制については、毎年度点検・見直しを行っているところであるが、特に総合事務所については、市町村合併に加え、近年は町村福祉事務所の設置、鳥取県地方税滞納整理機構の設置等、県と市町村を取り巻く状況も変化している。</p> <p>このため、平成24年度に、組織のあり方検討会を設置し、総合事務所も含めた県の行政機能の整理や今後の体制のあり方を検討することとしている。</p>
<p>(3) 研修効果の波及方策について（自治研修所（職員人材開発センター））</p> <p>職員人材開発センターでは、職務に必要な階層別の研修や個人の能力開発研修等、県職員の資質向上に必要な研修を実施している。</p> <p>しかし、能力開発研修の一環である財務会計事務の研修については、業務の多忙等により研修を受講できない状況や、研修を受講した場合でも、職場での伝達が行われていない状況が見受けられた。</p>	<p>職員人材開発センターが実施する研修のうち、講師の承諾が得られたものについて、研修内容を撮影したDVDを作成し、研修に参加できなかった職員も研修内容を視聴することができるようにするとともに、研修テキストを庁内LANの研修データベースに掲載した。</p> <p>また、伝達研修については、各部局研修担当者に</p> <p>(1) 朝礼等での研修の概要や感想の発表</p>

<p>研修によっては、その内容を広く職場に伝えることにより、研修の効果がさらに高まるものと思われる。</p> <p>については、研修の内容に応じて、受講者による伝達研修の実施、DVDの作成やホームページへの掲載など、研修の効果がより波及する方策を検討されたい。</p>	<p>(2) 所属内での伝達講習の実施</p> <p>(3) 研修の復命書の職場内での供覧</p> <p>等の方法により、研修効果を維持させるためにも各部署で取り組むよう依頼した。</p>
<p>3 総務部及び農林水産部共通「水産試験場の組織体制の検証について」（業務効率化室（業務効率推進課）及び水産課）</p> <p>水産研究の連携及び庶務部門の集中化による組織のスリム化を図るため、平成21年4月に水産試験場（境港市）と栽培漁業センター（湯梨浜町）が統合された。</p> <p>新組織となって1年が経過しているが、対象とする分野がそれぞれ海洋域と沿岸域で大きく異なること、双方の所在地が離れていることにより事務処理が非効率となっていることなど、業務管理や会計処理上の問題が生じているため、組織統合のメリットが感じられないとの意見も出されており、今後の業務のあり方について検証する必要があると考える。</p> <p>については、職員や関係者の意見を聞きながら水産試験場の業務管理や会計処理上の問題点等について、検証されたい。</p>	<p>水産試験場については、現場職員等からの意見も踏まえ、業務遂行が迅速かつ円滑にできるよう、平成23年4月に水産試験場から栽培漁業センターを分離するとともに、栽培漁業センターを新たに出納機関に定めた。</p>
<p>4 総務部及び会計管理者共通「財務会計事務の適正な執行について」</p> <p>(1) 事務処理の進行管理及び確認体制等について（会計指導課）</p> <p>例年の定期監査において不適正事項が減少しないことから、平成21年度決算に係る定期監査において、財務の事務処理に係る進行管理及び確認体制を調査したところ、担当者やその上司について、適正な知識の習得や組織としての進行管理が必要であると判断される状況が見受けられた。</p> <p>については、事務を適正に執行するため、進行管理及び確認体制の充実を指導されたい。</p> <p>また、会計事務研修の受講や受講者による伝達研修の実施について指導されたい。</p> <p>(2) 会計規則等の見直しについて（会計指導課及び集中業務課）</p> <p>収入証紙の取扱いについて、現行の鳥取県収入証紙規則では証紙収入が発生する都度、出納機関の長等が収入証紙の消印・整理を行うこととなっている。</p> <p>しかし、鳥取看護専門学校のように出納機関の</p>	<p>より一層の適正な財務会計事務処理を確保するため、進行管理表等による組織的な進捗状況等の確認体制の確立に向けた取組を行うよう全所属に要請した。</p> <p>また、会計事務研修の受講を促進するため、研修会に参加できる環境づくりに配慮することや定期監査で指摘を受けた所属からは1名以上参加させる等要請するとともに、伝達研修についても、所属長にその実施を要請する等、財務会計事務処理に係る認識や理解を組織として共有するための取組を行った。</p> <p>出納機関の長が多忙又は勤務地が遠隔地であっても、収入証紙の適正な消印・整理が行えるよう平成23年4月1日付けで収入証紙規則を改正し、鳥取看護専門学校では副校長が、農林総合研究所で収入証紙を取り扱う林業試験場及び畜産試験場では場長が、収入証</p>

<p>長が病院長のため多忙であったり、農林総合研究所の各試験場のように出納機関の長（農林総合研究所長）の勤務地が遠隔地であるため、規則を遵守することが困難な状況となっている。</p> <p>また、生製品の処分について現行の鳥取県物品事務取扱規則では、その都度出納機関の長の承認を受けることとなっているが、農林総合研究所の各試験場は月に 1 回の承認となっている。</p> <p>ついては、規則を遵守することが困難な事例が見受けられるので、現場の意見を聞きながら、実態に応じた規則等の見直しを行うとともに、時代の変化に対応した簡素・合理化を図りたい。</p>	<p>紙の消印・整理を行うこととした。</p> <p>また、生製品の処分については、平成23年 4 月 1 日付けで会計規則及び事務処理権限規則を改正し、各試験場内での手続のみで処分できることとした。</p> <p>今後も、現場の実態把握に努め、適正な会計事務処理を確保した上で、規則等の見直し、手続きの簡素・合理化を図っていきたい。</p>
<p>(3) 事務処理体制について（人事・評価室（人事企画課）及び業務効率化室（業務効率推進課））</p> <p>会計事務については、業務の効率化等に伴い、庶務集中化と正規職員から非常勤職員への転換が図られているところである。</p> <p>その結果、機関によっては、技術職員が出納員となり非常勤職員とともに会計事務を処理している状況などが見受けられ、担当職員全員が同時に異動や交代となれば、会計事務処理に支障が生じることが懸念される。</p> <p>ついては、少数の職員で会計事務処理を行っている機関については、現状を検証した上で、会計事務処理に支障が生じないよう人事異動や非常勤職員の交代に配慮されたい。</p>	<p>人事異動及び非常勤職員の交代に当たっては、業務の停滞や混乱が生じず、組織力を最大限発揮できるような体制の確保に努めているところであるが、特に、財務会計事務など一定の知識及び経験が必要となる業務を少数で実施している所属においては、一定程度長期間在職させたり適性に配慮した人事配置を行うなど引き続き留意していきたい。</p>
<p>5 福祉保健部「発達障がいへの理解と支援について」（子ども発達支援室（子ども発達支援課））</p> <p>発達障がいは、比較的新しい概念であり、かなり研究が進んだ分野もあれば、まだ十分でない分野もあるのが現状である。</p> <p>また、医療、生活支援、就労支援等の現場で、発達障がい理解のある支援者が不足しており、特に医師の不足が支援体制の充実を図る上での制約になっている。</p> <p>一方で、発達障がいの範囲は広く、対象者も広範囲であり、全ての者に支援を行える状況にない中で、県としてどのような症状や状況に置かれている者に支援を行うのか、方針を明確化する段階には至っていない。</p> <p>乳幼児期から学齢期にある者については保育園や学校、療育機関等を通じて個々に応じた支援が充実しつつあると思われるが、成人については現状の把握も困難であり、適切な支援を受けないまま成人となった者も多いと思われる。</p>	<p>子どもの心の問題に対応できると手を挙げた医療機関は50機関あるが、これらの医療機関が子どもの心の問題全てに対応できるわけではない。特に発達障がい等を診る医療機関は限られており、受診が集中していることから、身近な地域で第 1 次的に対応できる医療機関を増やす必要がある。</p> <p>このため、医師及び医療従事者を対象とした講演会等を実施し、子どもの心の問題に対応できる人材の育成及び子どもの心の問題に対応できる医師のレベルアップを図るとともに、平成24年度以降も圏域ごとに医師のネットワークを構築することにより情報共有など連携を図っていくこととしている。</p> <p>また、発達障がいについて、県内外の講師による講演会の開催や「県政だより」への掲載等により一般県民の理解・普及を図るとともに、ペアレントメンター（発達障がいの子どもを持つ保護者で、子育ての先輩保護者として、同じ境遇の保護者の相談にのる者）が</p>

県内では、「エール」自閉症・発達障害支援センター等の機関で研修や相談支援等を行っているが、その活動内容や発達障がいへの理解が広く一般に浸透しているとは言い難い。

については、発達支援の分野における医師不足の解消について、関係医療機関に強く働きかけて早期の解決を図られたい。

また、「エール」自閉症・発達障害支援センター等で実施している研修活動や相談支援活動について広く県民に紹介するなど、発達障がいへの理解が深まるよう努力されたい。

さらに、現在、国において支援のあり方について検討が進められているところであるが、この検討に合わせ、どのような者にどのような支援を行うのか関係者と十分に議論を行われたい。

6 福祉保健部及び病院局共通「看護教員の養成について」（医療政策課及び病院局）

医療従事者の養成・確保が医療行政の重要課題となっており、看護師養成の充実を図るために平成23年度から倉吉総合看護専門学校の入学生定員が10人増員される予定である。

その一方で、看護師養成を担う看護教員については、有資格者の絶対数が少ないため、確保が困難な状況にあり、倉吉総合看護専門学校では定員どおりの教員数が確保できていない。

このような状況において、看護教員を安定的に確保するためには、県立病院の担う役割が大きいが、病院に勤務する看護師の中には、看護専門学校勤務後、高度化・専門化が著しい病院現場に復帰できなくなるのではないかと危惧する意見もある。

このため、病院から看護専門学校に派遣する場合には、派遣期間を明確にするなど看護師の不安を解消するとともに、看護教員の養成を計画的に行う必要がある。

については、看護師養成の充実を図るために、福祉保健部及び病院局は連携して看護教員の計画的な養成に努められたい。

学校に出向き、疑似体験を通して生徒、保護者又は教師の発達障がいへの理解の促進等に努めた。その他、「エール」発達障がい者支援センターでは、発達障がいの理解と支援について、ホームページを通じて紹介している。

さらに、発達障がい者支援体制整備検討委員会で、国の動向を踏まえながら、発達障がい児（者）及びその家族に対する支援や発達障がいの理解、啓発の方法等について、議論及び検討をしており、これを踏まえて、平成24年度は、ペアレントメンターの活動に対する支援、市町村における発達支援コーディネーターの養成支援及び大人の発達障がい支援の事業を実施することとしている。

現在、県立の看護専門学校における看護教員の定数は充足しているが、学生の看護実践能力の向上の観点から、引き続き看護教員の充実を図ることが必要である。

看護教員の養成については、従来、国の機関が実施する看護教員養成課程に県立病院の看護師を派遣していたが、国は養成課程を平成21年度で廃止し、平成23年度以降はブロック単位で養成することとされた。

これにより、平成22年度は、県立病院の看護師1名を兵庫県に派遣できたが、平成23年度は中国ブロック内各県の受講者数が予め決められたため、県内では西部医師会附属米子看護高等専修学校から1名が派遣され、県立病院から希望のあった看護師1名は受講できなかった。

このため、看護教員の養成は鳥取県のみ課題にとどまらないと考え、中国地方知事会において、中国ブロック各県が協力して看護教員の養成に取り組むことを提案した結果、平成24年度、中国ブロック各県で教員養成講習会受講の2名の固定枠を設定することとなり、鳥取県からは県立病院の看護師2名を含む3名が受講することができた。

また、県内において教員資格の取得ができるように鳥取大学に依頼しており、鳥取大学では、現在、大学院で資格取得に必要な科目履修ができるよう、平成25年度に新たに講座を開設する予定である。さらに、在学中に教育に関する科目4単位を受講した者は、卒業後実務経験3年以上で看護教員の資格が取得できることとなるため、このことを学部生に周知することとし

<p>7 商工労働部「公営企業会計決算審査意見への対応について」（産業振興総室）</p> <p>工業用水道事業及び米子崎津地区の埋立事業について、公営企業会計決算審査意見書において次のとおりそれぞれ意見を付したところである。</p> <p>については、この両事業は企業立地や企業動向に密接に関連することから、商工労働部においても、今後の事業展開や取組方策等について企業局と一体となって検討し善処されたい。</p>	<p>た。</p> <p>また、平成24年度及び25年度の2年間、鳥取大学への委託研究と併せ、県立病院看護師1名を研修派遣し、看護教員の資格を取得させることとしている。</p> <p>なお、県立病院及び県内の看護高等専修学校等に対して、引き続き受講希望者を積極的に公募していくこととしている。</p> <p>県営工業用水道及び県営工業団地は、誘致企業及び既存企業の支援を行っていく上で重要なインフラである。</p> <p>今後も、次に掲げる方策等に基づき、企業局と一体となって利用促進を図っていく。</p> <p>1 工業用水道事業について</p> <p>(1) 企業局では、鳥取地区工業用水道において、平成23年度から工業用水道の利用を促進するため、企業に対して給水施設の整備に対する費用の一部を助成する制度を創設した。平成24年度は制度の対象を日野川工業用水道にも拡充し、引き続き地元市町村等の関係機関と連携し需要拡大に努めることとしている。</p> <p>(2) 工業用水道事業の経営の健全性を確保するため、今後の経営見通しのもとに、引き続き出資金の支援を行う予定である</p> <p>2 米子崎津地区の利活用について</p> <p>米子市有地、崎津住宅団地と合わせて、大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業用地として民間企業に提案したところ、候補地の一つに選定された。現在、事業計画等の詳細について協議を重ねている。</p>
--	--

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年2月7日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成21年度決算に係る財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の結果に関する報告（以下「平成21年度決算監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成21年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成24年7月13日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫

鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

監査意見	講じた措置
<p>1 福祉保健部所管団体</p> <p>鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。（社会福祉法人親誠会：長寿社会課）</p>	<p>補助金の交付決定の一部取消し及び返還請求を行い、平成23年2月に収納済である。</p> <p>再発防止のため、同月8日付け通知文書で、県内の軽費老人ホームを運営する法人に対して注意喚起を行った。また、算定対象外となる勤務形態の職員を含めていたことが原因であったため、交付申請書に添付する経歴書に、新たに勤務形態を記載する欄を設け、確認することとした。</p>
<p>2 商工労働部所管団体</p> <p>電子顕微鏡EDS検出器の修繕業務契約について、契約締結事務が遅延していた。（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター：産業振興総室）</p>	<p>企業の利用の頻度が高い機器であり直ちに修繕の必要があったため早期に修繕したが、購入して2年足らずで故障したことから、製造元との瑕疵担保責任の有無の協議等に日時を要し、協議が調った後に、さかのぼって契約を締結したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、産業技術センターでは、平成22年10月に、企画管理部長から全職員に対して、契約のさかのぼりの原則禁止等の会計事務に係るコンプライアンスを意識して事務を行うよう周知するとともに、平成23年11月に、幹部会において指摘の事案に対する再発防止策を協議し、機器の修繕等が発生した場合には、契約手続等に不備が生じないよう、総務担当者が一括管理して対処することを確認した。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、西部総合事務所及び教育委員会共通</p> <p>指定管理者制度の適正な執行について（業務効率推進課、文化政策課、福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課、公園自然課、西部総合事務所県民局及びスポーツ健康教育課）</p> <p>指定管理施設については、これまでも指定管理者制度の適正な執行を図るよう意見を述べたところであるが、平成21年度決算においても、協定書等に定める指定管理者の職員等の施設内駐車場に係る許可手続が行われていない施設が30施設のうち11施設あった。また、財産台帳及び物品台帳が整備されていない施設も6施設あった。</p> <p>これは、指定管理者だけでなく県の所管課において</p>	<p>指定管理施設の管理の適正化を期するため、毎月の業務報告等のほか、利用者の声及び県民の声等による点検に加え、平成21年度からは管理状況をより具体的に把握するための実地調査を毎年度行うこととしているが、監査意見を踏まえ、改めて協定書等の内容の再確認を行い、管理業務の履行確認を徹底することとした。</p> <p>なお、職員の施設内駐車に係る許可手続並びに財</p>

も協定書等の内容確認が不十分であることによるものである。

ついては、県は、協定書等の内容を再度点検し、指定管理者制度の適正な執行を図りたい。

2 生活環境部

崎津住宅団地について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）が保有する崎津住宅団地は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発促進公社解散に伴い、鳥取県の要請で住宅用地として、9.1ヘクタール、1,571百万円（全額県からの借入金）で購入したものである。しかし、県西部地域の住宅事情を考えれば事業化の見込みはないことから、平成17年度決算に係る監査において、県が公社から買い取り、県有地として適正に管理することについて意見を述べたところである。

公社は、新たな宅地造成は行わないことを理事会で決定しており、現在は保有する分譲宅地の販売と賃貸住宅の管理及び県営住宅の管理代行事務を行っているのみである。公社が保有する分譲宅地については、原則、時価評価を行い簿価の切下げを行っているが、崎津住宅団地については時価評価を行っていない。これは、平成20年2月に公社が当該団地を売り出すときの、簿価と売却価格との差額は県が補填するという県の議会への説明を根拠としているが、正式に県が文書で約束したのではなく会計処理の根拠として十分ではない。

ついては、県は、公社がこのまま崎津住宅団地を保有し続けるのであれば、事業の経緯を踏まえ、売却に対する損失補償契約を結ぶ等、公社の会計処理の適正化を図りたい。

3 農林水産部

中海干拓農地について（農地・水保全課）

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「機構」という。）が保有している中海干拓農地については、国営土地改良事業で造成し配分された223.6ヘクタールのうち現在24.8ヘクタール（11.1パーセント）が売れ残っている状況である。機構は販売促進に取り組んでいるが平成18年度以降売渡実績はない。

販売を促進するには、県と機構が連携した販売体制の強化や営農が可能な合理的な価格となるよう抜本的な見直しが必要である。

なお、機構の前身である旧財団法人鳥取県農業開発公社が県と締結した覚書の中で、「売渡しができなかった場合には、県の責任において処分当たるものとする。」とされている。

産台帳及び物品台帳の整備については、指定管理者に対して手続を行うよう指導し、指摘のあった全ての施設について改善済みである。

崎津住宅団地については、景気の低迷及び世帯数の減少等により、新設住宅着工戸数が伸び悩むと予想されることから、早急な売却は困難な状況である。一方、崎津住宅団地は、隣接する崎津工業団地等とあわせ、大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業用地の一つとして民間事業者を選定された。現在、当該民間事業者と公社の間で一定の期間、土地の賃貸借契約を締結することとして協議を重ねており、今後、契約が締結され、事業が開始されれば、公社は地代として一定の収入を見込めることとなる。契約期間終了後には、宅地として販売することとしており、これらを踏まえて、公社の会計処理の適正化を図りたい。

中海干拓農地の販売促進及び利活用、担い手育成並びに農地の荒廃防止を推進するため、平成23年1月に干拓地営農組合、米川土地改良区及び市町村等も構成員とする中海干拓地営農再生協議会（以下「協議会」という。）を県及び機構が中心となって設置した。機構は、協議会に設置された推進本部に参画し、干拓農地の利活用等を推進するほか、現地推進チームの一員として現地の情報収集、干拓農地の利活用のPR、営農支援及び干拓農地の維持管理等を担っている。

しかしながら、農業を取り巻く環境が厳しい中、機構が取り組んできた売渡業務は限界となっており、また、特に彦名干拓地では耕作放棄地も発生し、干

<p>また、保有干拓農地については、現在、国からの購入価格に現在までの維持管理費を含めた額で資産計上されているが、干拓地内の公売価格とは大きく乖離し、含み損が生じており、機構にとっては多大な損失が発生することが懸念される。</p> <p>については、県は、機構との役割分担を明確にし、販売体制の強化を図るとともに、機構が配分を受けることとなった経緯及び公益財団法人への移行の動きを踏まえ、売却によって発生が想定される損失に対する具体的な対応策を検討されたい。</p> <p>4 教育委員会</p> <p>学生寮の運営について（人権教育課）</p> <p>財団法人鳥取県育英会が運営している学生寮（明倫館、清和寮）について、県は建設費の助成を行ったほか、毎年度運営費を助成している。同会については、平成18年度決算に係る監査において、補助事業に関する会計処理手続の根拠となる財務会計規程等の整備及び公益法人会計基準に基づく財務諸表の作成について意見を述べたところである。</p> <p>しかし、平成21年度に整備された会計規程は内容が不十分な上、財務諸表に至っては未だに作成されておらず監査意見に適切に対応しているとは言い難い状況であった。</p> <p>これは、同会には事務局に固有の職員がおらず、本来は指導すべき立場の人権教育課が事務局となり、県職員が慣れない法人運営業務を行うなど、体制が十分でないことに起因していることが考えられる。</p> <p>同会は、新公益法人への移行の準備を行っているところであるが、法人としての自立が十分でない状況で、事実上学生寮の運営だけを行うための法人を維持存続させることが必要であるのか疑問である。また、事務局の現状を考えれば、新公益法人への移行を機会に改めて学生寮の運営主体を検討すべき時期と考える。</p> <p>については、県は、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、学生寮の運営のあり方について、同会と十分協議し、検討されたい。</p>	<p>拓地全体の利活用の促進及び営農再生が課題となっていることから、今後は県がより積極的に関与することとし、機構所有の干拓農地を取得するとともに、営農再生に向けた農地対策や担い手対策の実施などに取り組むこととしている。</p> <p>なお、県が農地保有合理化事業の推進のために機構に造成している農地保有合理化事業強化基金の返還を求め、この返還金を干拓農地の取得経費に充てる予定である。</p> <p>学生寮は、引き続き財団法人鳥取県育英会が運営することとした。</p> <p>なお、同会は公益財団法人への移行を目指しているが、そのためには財務諸表の整備や自立した事務局体制の構築など、法人組織の強化が必要であり、引き続き同会を指導する。</p>
---	--

鳥取県監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年 2 月 7 日付鳥取県監査委員公告第 2 号で公表した平成22年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年 7 月13日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏

鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

県が設立認可等を行った法人の検査

監査意見	講じた措置
<p>1 法人検査の実施に係る法令等の運用は適切か</p> <p>法人検査を実施していないもの（14法人検査）については、これまで実施していなかったことで特に問題はなかったものの、法人の設立認可等を行った立場から、常に法人の状況等に関心を持つ必要がある。</p> <p>2 実施要綱等は整備されているか</p> <p>医療指導課においては、担当する職員にかかわらず実地検査の統一性が確保されるよう、実施要綱等に具体的に検査内容を定めることを検討されたい。</p> <p>3 実施体制は整備されているか</p> <p>いずれの機関もおおむね必要な検査体制は整備していたが、組織として必要に応じて他の機関の実効性のある取組も参考にするなど、検査体制の充実に努めるとともに、職員の検査技術の習得のための研修をするなど、検査技術レベルの確保を図られたい。</p>	<p>法人検査が限定検査又は任意検査であるためこれまで検査を実施していない場合においても、法人から提出される事業報告書等の確認、補助金検査及び市町村又は関係団体を通じての定期的な情報収集の実施等により業務状況の把握等に努めている。</p> <p>なお、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、主務官庁の主導ではなく市民の監視・監督を前提に自由な法人運営を尊重する観点から、事業報告書等を各総合事務所県民局での閲覧に供するとともに、常時ホームページによる公開を行っている。</p> <p>国民健康保険団体連合会検査における出納事務の検査について、国民健康保険指導監督調書に会計口座間の資金異動は適正か、歳入・歳出関係帳票及び証拠書類の整備は適切か等具体的な検査内容を定めた。</p> <p>財務会計等に係る検査においては、必要に応じて公認会計士に依頼するほか、国及び他県の取組を参考にするなど、それぞれ検査体制の整備・充実に努めている。</p> <p>また、職員人材開発センターが実施する研修（公益法人会計研修、簿記研修等）及び国又は民間団体等が主催する研修会を積極的に受講させるとともに、新任の担当者に対しては内部研修を行う等検査技術レベルの確保及び向上を図った。</p> <p>教育委員会においては、職員人材開発センターが実施する研修（公益法人会計研修、簿記研修等）を活用して会計知識の習得に努めるとともに、新任担当者に対しては内部研修を行うなど検査職員の技術レベルの向上を図ることとした。</p> <p>警察本部においては、複式簿記及び財務諸表に関する実務に精通した職員による検査を実施する等により、検査体制の充実に努めるとともに、検査を行う職員については、公益法人関係の研修会に積極的に参加させるほか、必要に応じて他の都道府県警察担当者との情報交換を行う等、検査技術レベルの向上を図っている。</p>

4 実施内容は適切か

ア 医療指導課及び消費生活センターにおいては、法人検査の実施の必要性を踏まえ、十分に確認を行う検査体制を整備されたい。

イ 青少年・文教課（私立学校検査）においては、法人検査の根拠法令である私立学校振興助成法の趣旨（私立学校の経営の健全性の確保）を踏まえ、学校法人会計基準に関する監査の範囲外の財務会計等に係る検査の在り方について検討されたい。

5 実施結果の取扱いは適切か

ア 実施結果を公表していない機関については、法人検査の実施結果の公表の要否、範囲及び方法を定めた公表基準を定めて、適切に対応されたい。

イ 実施結果で不適切な事項について、改善を求めても法人が改善できていない場合には、法人検査の実効性が伴うよう行政処分も含め、業務改善につながるよう事後処理を徹底されたい。

国民健康保険組合検査及び国民健康保険団体連合会検査については、内部統制及び財務会計事務等の検査項目について具体的な内容を加えるとともに、原本等の証憑^{ひょう}又は直接の担当者への聴取等確認方法の見直しを行うこととした。

また、消費生活協同組合検査については、平成22年度（平成23年2月実施）から事前提出資料を精査するとともに、十分な検査時間を確保して、会計帳簿等を確認することとした。

私立学校検査については、研修会への参加及び他県の取組事例等を参考にして、平成24年度から学校法人会計以外の会計（後援会費等学校が一時的に預かるもの等）の管理状況や監事機能の発揮状況に関するチェックも行うこととした。

行政監査時点で実施結果を公表していなかった機関については、次のとおり対応している。

(1) 私立学校検査の実施結果については、平成24年度からホームページで公表することとした。

(2) 国民健康保険組合検査及び国民健康保険団体連合会検査については、公表基準を定めて、次の検査から公表することとした。

(3) 消費生活協同組合検査については、検査の結果、改善を要すると認められる事項について文書で改善を指示しているところであるが、その指示によってなお改善されないときは、ホームページ等で公表することとした。

(4) 農業協同組合等検査については、組合等の運営に影響を及ぼすおそれのある内容が含まれていること等の理由から、重大な不祥事案が検出された等の場合を除き、公表しないこととした。

なお、組合が指摘を受けて迅速かつ適切に業務改善を行えるよう、平成23年度以降、検査部署と指導部署との業務分担を見直した。

(5) 土地改良区検査については、平成22年度検査分から、検査結果の概要を、県のホームページ上で公開している。

教育委員会においては、特例民法法人検査で指摘した不適切な事項の改善が図られない場合は、個別指導を行う等の方法により、検査の実効性を確保していくこととした。

なお、指摘事項の改善は、法人の喫緊の課題である新公益法人制度への移行にも不可欠であるため、移行相談の機会を活用して、計画的に改善を行うよう指導

総括的意見

1 法人の内部統制の充実を前提とした法人検査の実施について

法人検査による外部の検査はもとより、経営、運営の責任はあくまで法人自体にあるということを基本に、法人の内部統制の充実と運用の徹底が図られるよう指導するとともに、内部統制が機能しているかどうかを検証する等、法人検査の在り方を検討されたい。

を強化していく。

これまでも、内部統制の充実と運用の徹底が図られるよう、監事の監査意見書等の総会等の資料及び議事録等により内部統制が機能しているか検証しており、今後も引き続き検証するとともに、新たに次のとおり法人検査の改善を図ることとした。

- (1) 私立学校検査については、平成24年度から、事前に提出する調査票に、学校法人会計外の会計の管理状況や監事機能の発揮状況に関する項目を記載し、自己点検にも資することとした。
- (2) 社会福祉法人検査については、法人が作成する監査調書に、監事監査として、「実施状況」、「指摘事項」、「改善状況」及び「自主的内部点検」を記載するよう指導した。
- (3) 国民健康保険組合検査及び国民健康保険団体連合会検査については、新たに「内部統制に対する実地検査の結果報告書」を定めた。
- (4) 消費生活協同組合検査については、平成22年度検査から、理事会等の議事録も確認するようになった。今後も十分な検査時間の確保及び検査項目に沿った入念な検査を実施することにより、内部統制が機能しているか検証することとしている。
- (5) 職業訓練法人検査については、補助金検査に併せて、理事会の開催状況など法人業務の状況の確認に努めることとした。
- (6) 農業会議検査については、毎月1回の常任議員会議のほか各種会議に出席して業務状況を把握するほか、毎年度の補助金検査により、会計状況の把握に努めてきたところであるが、平成23年度に、業務及び会計の運営全般に関する検査実施要領及び検査票を策定し、平成24年度に検査を行い、以後、会議員の改選等必要があると認めるときに実施することとした。
- (7) 土地改良区検査については、重点事項として、土地改良区の監査体制及び会計処理体制の検査を実施しているところであるが、監事監査において国が例示する監査簿の使用を徹底するよう指導し、内部統制機能の充実に努めたい。

なお、NPO法人については、市民による監督を原則とし、県が検査を行うのは定款等に違反する疑いがあると認められる場合に限られることが法律に定められており、今後とも定款等に違反することの

<p>2 財務会計等に係る検査基準の標準化について</p> <p>ア 法人が健全な運営を行うためには、法人の内部統制の充実に加え、健全な財務体制及び適正な会計処理の確保が重要である。財務会計等の検査項目については、検査内容、検査方法、検査技術レベル等の基準を定め、県全体での標準化を検討されたい。</p> <p>イ 県全体で財務会計等の検査に係る専門チームを設置するなど、効率的な法人検査を実施する体制の整備も検討されたい。</p>	<p>ないよう指導していく。</p> <p>教育委員会の特例民法法人検査においては、監査意見を踏まえ、内部統制が機能しているかにも着眼して検査を行っていくこととした。</p> <p>警察本部の特例民法法人検査においては、各所管課において、職員が理事会に出席し、収支予算、事業計画及び資金借入等、議事の状況を確認するとともに、議事録の確認を行うほか、法人と協議し自己点検表の提出も検討する等、内部統制の充実に努めているところである。</p> <p>現在、各所管課において、国の検査要領等を参考に、それぞれ法人検査要領等を作成し検査を実施しているところである。</p> <p>一方、職員人材開発センター等の研修を受講させ検査員のレベルアップを図るとともに、社会福祉法人指導監査及び農業協同組合等検査において公認会計士及び金融機関OBを検査員に任用する等、検査水準の向上に努めている。</p> <p>引き続き、実情を踏まえ検討する。</p> <p>財務会計等に係る検査の実施体制については、現在、それぞれの所属で検査技術レベルの向上に取り組んでいるところであり、その成果等並びに専門チームを設置した場合のメリット及びデメリットを検証しつつ、引き続き今後の対応を検討することとしている。</p> <p>なお、社会福祉法人指導監査については、平成24年度から法人の指導監査を専門とした組織を設置するとともに、財務諸表に精通した金融機関OBを法人指導監査員としてさらに1名増員するなど、指導監査体制の強化を図っている。</p>
--	---

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年2月25日付鳥取県監査委員公告第3号で公表した平成22年度包括外部監査の結果に関する報告（以下「包括外部監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成24年7月13日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	興	治	英	夫
鳥取県監査委員	前	田	八	壽彦

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>第 2 生産振興課</p> <p>1 次世代鳥取梨産地育成事業費補助金（生産基盤整備対策及び育成促進対策）</p> <p>ア 平成21年度の倉吉市の育成促進対策について</p> <p>平成21年度の倉吉市の実績報告書を確認したところ、その補助金額は2,940,000円との記載があるものの、支出仕訳書や精算払いについての決裁書類を確認すると、実際の補助金の支出額は2,941,000円となっており、1千円の差額が生じている。もしこれが過払いであれば、金額の多寡を問わず返還を受けるべきものである。</p> <p>また、同年度の倉吉市の実績報告書にあっては、事業費の内訳において金額の記載ミスがあり、事業内容を正確に表示しておらず、ずさんと言わざるを得ない。</p> <p>以上のような単純ミスを見逃すようではチェック体制が十分であるとは言えず、二度と同じミスをしないよう、体制構築が望まれる。</p> <p>イ 平成21年度の八頭町（郡家船岡地域分）の育成促進対策について</p> <p>八頭町の育成促進対策については、新品種導入面積に応じて交付金額が算出されており、具体的には次の算式により交付対象面積を算出し、その面積に応じて補助金額が決定されている。</p> <p>【算式】 $\text{交付対象面積} = \text{園全体面積} \times (\text{新品種導入本数} / \text{園全体本数})$</p> <p>しかし、平成21年度の八頭町（郡家船岡地域分）の補助対象者名簿を確認したところ、交付申請書に記載された「園全体本数」と実績報告書に記載された「園全体本数」が異なっている者が散見されたため、県の担当者に確認したところ、これは実績報告書の記載ミスであることが判明した。</p> <p>これについては結果的に補助金額に影響がなかったとはいえ、記載ミスが発見されず放置されている状況は問題であり、記載事項の正確性には十分な配慮を施す必要がある。</p> <p>第 3 畜産課</p> <p>1 財団法人鳥取県畜産振興協会自立支援事業交付金</p> <p>イ 交付決定の時期について</p>	<p>補助金交付先である倉吉市から補助金の過払い分1,000円の返還を受けた。</p> <p>今回のミスは、補助金の額の確定後に事業実績報告書等の修正があったとして実績報告書が差し替えられたことにより、補助金額が変更されること及び実績報告書中本年度決算額と本年度予算額との比較増減の数字が間違っていることをそれぞれ見逃したことが原因であることから、担当及び課内でのチェックを厳重に行うよう徹底するとともに、倉吉市に対しても、事業の進行管理を適宜行い、事業完了後は実績報告書をチェックし速やかに提出するよう依頼した。</p> <p>申請書類に記載ミスがないか担当者任せにせず、決裁時の確認者全員で十分にチェックすることを徹底した。</p>

<p>この交付金に係る交付申請書が平成19年 4 月 26日付けで提出されているのに対し、決定通知書は平成19年 6 月 8日付けで通知されている。交付要綱では、「交付決定は原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うべき」とされており、迅速に交付手続をすべきである。</p>	<p>平成19年度の事業実施に当たって制定した補助金交付要綱について、所要の手続を経ていなかったこと及び補助金交付要綱の標準様式と異なる部分があることが交付申請書の受理後に判明し、改正手続を経てから交付決定したために遅延したものであり、今後このようなことのないよう、迅速かつ適正な手続に努めている。</p>
<p>第 4 経営支援課</p>	
<p>1 鳥取県就農条件整備事業補助金・就農基盤整備事業費補助金</p>	
<p>ア 営農報告書の提出期限について 実施要領第11によると、事業完了後 5 年間、毎年 3 月 31 日までに市町村長に営農報告を行うものとされている。しかし、監査を行った営農報告書の一部に、その作成年月日が平成22年 4 月 1 日、鳥取市役所の受付印が平成22年 7 月となっているものが存在した。実施要領に基づき適正に業務を遂行すべきである。</p>	<p>補助対象者（新規就農者）から鳥取市へは 3 月中に営農報告書が提出されたが、報告書の内容の修正が必要となり、最終的に平成22年 4 月 1 日付けの営農報告書を同年 7 月 5 日に鳥取市が受理したもの。その写しが東部総合事務所農林局に提出されたが、同農林局において営農報告書の提出について督促していなかったことから、直ちに鳥取市に対して、今後は実施要領に定める提出期限内（3 月末）までに提出するよう依頼した。 また、他の市町村に対しても、担当者を対象にした会議で実施要領に基づく適切な取扱いをするよう依頼した。</p>
<p>9 鳥取県農業会議補助金</p>	
<p>ア 農地地図情報システム指導に対する謝金について 実績報告書において濃密指導を実施し謝金を拠出した記載となっているが、指導者は鳥取県農業会議の職員で本来給料として記載すべきものであり、適正な記載を行うべきである。</p>	<p>実績報告書の受理時に、「給料」と記載すべきところを「報酬」と記載されていた誤りに気づかなかったことが原因である。 今後、このような記載誤りを見逃すことがないよう、書類内容の確認を徹底するとともに、実績報告書の表記方法について鳥取県農業会議に対して説明を行った。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>第 1 農政課 1 チャレンジプラン支援事業費補助金 ア 審査委員の人選について プランを評価する審査会の委員は外郭団体や関係農業団体の人間が多いが、プランの収益性や事業としての将来性を判断するため、民間の企業経営者や中小企業診断士などの専門家、あるいは過去のチャレンジプラン成功者を審査委員に加えるべきである。</p>	<p>企業経営者や中小企業診断士などを審査員に加えていなかった総合事務所農林局においても、平成23年度に中小企業診断士などを審査員に加えた。</p>

イ 効果の検証手続について

当事業のように農業者の新たな取組に対する支援策は、生産者の経営改善に対する意欲を引き出し、新たな産業を生み出すために必要な事業である。

しかし、このような取組については、効果測定が困難な事例も多いのは確かであるが、補助金を支出している以上、プランがどのような効果を上げたのか検証を行うことが必要である。

また、あまりにも成果が表れていない場合には、期間の途中においてもプランの見直しをする必要がある。

さらに、プランの対象となる期間終了後には、審査会の審査自体についての検証も必要である。プランの認定について見通しに甘さはなかったか、採算面から問題はなかったかについて一定期間ごとに検証し、よりの確な審査を行うことが必要である。

2 食のみやこ鳥取県フェスタ負担金

ア 規模の拡大について

食のみやこ鳥取県フェスタは、生産者が消費者の動向や率直な意見を聞く有効な機会となる。また農家の生産・加工・販売意欲を醸成するという効果も期待される。さらには県内農産物のアピールを行う貴重な機会でもあり、これらを考えると当負担金の支出効果は十分にあると認められる。

よって、現在は県内 1 カ所での開催であるが、本県農業の振興のため、東部、中部、西部の各地域において行うなど、さらなる規模の拡大や開催回数の増加を考えるべきである。

第 2 生産振興課

2 次世代鳥取梨産地育成事業費補助金（ブランドアップ対策）

ア 実績報告書等の記載内容について

事業実施主体は全国農業協同組合連合会鳥取県本部（以下「全農とっとり」という。）であるが、その事業費の 2 分の 1 以内を県が負担し、残りについては社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会（以下「果実基金協会」という。）が負担している状況にある。

このような状況は県の調査復命書に記載があ

効果の検証については、既事業実施者への聴き取りや、審査員を加えた現地調査等を実施している。

また、平成22年度からプランの実施状況報告書の様式を変更し、目標（予定）値と実績値の比較から、より容易に効果の検証ができるようにするとともに、複数年支援事業を活用する予定の場合等は、必要に応じて事業執行の延期等の措置を行うこととしている。

さらに、よりの確な審査を行うことができるよう、平成23年度からは、プランの実施状況報告書の内容を審査員へ報告するとともに、特に目標達成率が低い者については、必要に応じて現地調査等も実施した。

なお、当該補助金は平成23年度に終了し、平成24年度からは「がんばる農家プラン事業」に組み替えられたが、引き続きプランの実施効果の検証及び審査員への報告等を行うこととしている。

平成23年度においては、第31回全国豊かな海づくり大会とタイアップして10月29日と30日の2日間、鳥取市内で開催し、新たに農商工連携による商品の紹介ブースの設置に取り組んだところである。

今後の開催については、他のイベントに合わせて効果的に開催することを目的に、平成24年度は「みんなのエコフェスタ in とっとり（仮称）」（鳥取市）、平成25年度は「第30回全国都市緑化とっとりフェア（鳥取市）」との同時開催を予定している。

なお、平成22年度に中部（倉吉市）での久方ぶりの開催を契機に、平成23年度に「中部発！食のみやこフェスティバル」が開催され、平成24年度も引き続き開催される予定である。県からは、中部総合事務所が当実行委員会に参加している。

事業実施主体である全農とっとりに対し、全農とっとり負担分の財源が果実基金協会からの補助金であることが分かるように実績報告書に記載するよう依頼し、平成22年度分実績報告書から、負担区分の「事業主体」を「事業主体（果実基金）」とすることで本補助金への果実基金協会の負担が確認できるようにした。

るのみで、実績報告書等においては果実基金協会が補助している旨について一切言及しておらず、事業実態を正確に表しているとは言えない。そのことが明確に分かるよう記載を求めるべきである。

イ 事業の執行について

新品種のブランドアップ化は本県事業の重要な役割を担うものであるから、普及・消費拡大の観点から数字目標を設定するとともにその結果測定を行い、次の PR 活動に活かす等、限られた予算の中でより一層効果的な施策を打つことを求めたい。

県産農林水産物全体（梨、和牛、ハタハタ等）のイメージ形成とリーディングブランドの構築による販路開拓に総合的な視点から取り組むため、平成 23 年度から「とっとり美食 Brand 戦略事業」を立ち上げ、その一環としてブランド化プロジェクトチームにおいて総合的な視点からの取組を始めたところである。

数値目標とそれに基づいた結果測定については、ブランド化プロジェクトチームにおいてブランド化戦略を平成 23 年度から 26 年度の間に 7 品目設定する目標を設定し、進捗状況を確認することとしている。

なお、梨新品種のブランド化戦略としては、平成 24 年度に数値目標等について検討・策定することとしている。

3 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金

ア 果実基金協会について

近年、この果実基金協会と後に触れる財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会（以下「野菜基金協会」という。）に関し、経営効率等の観点から合併が行われている事例もあることから、そのような検討がなされたことはないか県に対し質問したところ、以下の回答が得られた。

「人件費の削減を目的として、合併について検討した経緯がありますが、果実基金協会の業務は全農職員が行っており、協会として人件費を持っていないことから、合併してもメリットがないと判断されました。」

確かに果実基金協会の収支計算書を確認したところ人件費は発生していないが、協会のコストには他に事務運営経費もあり、県側に発生するコストや処理作業に掛かる時間も無視できない。また、果実基金協会のみならず、野菜基金協会側からの検討も欠かせない。よって人件費のみの観点から合併についての検討を止めることは判断として早計である。

再度両協会の業務内容の類似性や重複がないか検討し、より効率的な運営を行うため組織体制について再検討するよう、両協議会に働きか

果実基金協会に対し、より効率的な運営を行うための組織体制について再検討するよう、平成 23 年 3 月に文書で依頼した。

また、野菜基金協会は、まずは現体制下での運営体制の強化を図ることとしており、果実基金協会との合併は現段階では検討していない。

けていただきたい。

5 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会運営費補助金

ア 補助の必要性和金額の妥当性について

当補助金は平成19年度を最後に野菜基金協会の自立を求めて支出されていない。

しかし、平成19年度の決算書を確認したところ、5千万円超という多額の準備金（正味財産）があることから、県として200万円の運営費を補助する必要はなかったと言える。

また、平成19年度の業務運営費は結果的に約180万円の余剰金が生じている。野菜基金協会はその余剰金を準備金として繰り入れ、翌年以降取り崩して運営費に充当していることから、期間を3年間で区切っているものの、実質的には3年を超えて補助しているのとなんら変わらないことになる。

そもそも補助金は必要なかったと考えるが、仮に補助する必要があったとしても余剰金を翌年に繰り越して利用できるような形での補助は採用すべきではない。

イ 野菜基金協会の運営状況と今後の見通しについて

当補助金が交付された平成19年度においては、補助金等の受け入れにより収支差額で余剰が生じているが、平成20年度及び平成21年度に関しては収支差額でマイナスが生じ、準備金を取り崩すことで充てている。（平成22年度の予算でも430万円程度の準備金の取り崩しを見込んでいる。）

収入面においては、平成21年度より生産者負担金を求めているが、県の補助金を受ける前に、まず野菜基金協会が実施する事業の受益者である生産者の負担を求めるのが当然であり、対応があまりに遅すぎたといえる。

また支出面では、そのうち50パーセント超が職員の人件費と退職給与引当預金への振替であり、この人件費に手をつけられない限りこれ以上の経費削減は難しい。

野菜基金協会の業務運営報告を見ても、「今後はより財務健全化に努めなければならない」とあるだけで、そのための具体策は見えず、早期に経営改善策を考えなければ慢性的な資金不足が生じるのは確実である。

よって今後は県として再び運営費という形で

野菜基金協会は、基本財産等の運用益での運営を行っていたが、低金利のため平成8年度以降、準備金を取り崩して運営費に充当しており、そのままだと平成17年度中途に準備金が枯渇するおそれがあった。

このため、平成15年度に野菜基金協会の中に「あり方研究会」を設置し、運営費の削減を進めたが、平成20年度以降の運営も考慮し、県、市町村及びJAグループが協力して平成17年度からの3年間、各年度の業務運営費に対する定額補助を行うこととし、平成19年度においても県として200万円の補助を行ったものである。

なお、野菜基金協会は平成21年度以降生産者負担を導入するとともに、基本財産等の効率的な運用により、準備金の取崩しの削減を図っている。

平成17年度から平成19年度までの運営費補助は緊急的に行ったもので、今後補助する考えはない。

現在、野菜基金協会は、経営基盤の強化等運営体制の見直しを図っているところであり、今後とも適正な運営の指導を行っていく。

補助することがないよう、その財務体質の改善と運営に十分注視し、自助努力による自立運営を促すようさらに指導力を発揮していただきたい。

また、上記「食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金」に記載したとおり、果実基金協会との合併も経営基盤の強化及び効率化を図るうえで今後検討すべき課題である。

6 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金

ア 交付準備金の残高について

野菜基金協会の特定野菜及び指定野菜の供給産地育成価格差補給事業に係る交付準備金造成の計画と実績を比較したところ、補給金の交付実績が計画を大幅に下回る水準であるため、交付準備金に多額の繰越残高が生じている。

当補助金は交付予約数量に応じて基金を造成するものであるが、実績数量を大幅に上回る交付予約数量を認めることで、このような事態が発生しているものである。このような状況では交付予約数量があまりに過大と言わざるを得ず、出荷計画数量と同量程度までの交付予約数量が必要とは思えない。

より実態に即した交付予約数量を定めて事業費の抑制を図り、県の補助金が野菜基金協会に寝かされるという事態を回避すべきである。

9 鳥取県数量調整円滑化推進事業費補助金

ア 按分基準^{あん}の明示について

多数の地域協議会において交付申請額と実績報告額が同額になるということが発生している。

このようなことが起こるのは協議会内の共通経費^{あん}を他事業と調整して按分したり、地域協議会が置かれている農協との費用負担割合を調整しているからである。

よって経費^{あん}を按分している場合は、その基準を交付申請書及び実績報告書に記載させるべきであり、またその按分基準^{あん}は交付申請時及び実績報告時で変更させない等、安易な調整経理ができないよう指導を徹底すべきである。

野菜は豊凶が激しく、年によっては出荷量の全量が保証基準額を下回ることがあるため、交付予約数量を補給金交付実績により決定した場合、出荷量の大半が価格保証の対象にならないおそれがあり、農家が安心して生産するためにも、交付予約数量の決定は現行どおりとする。

なお、交付実績が計画を下回った場合に発生する繰越額は、翌年度の業務資金に充てることとしており、負担割合に応じて翌年度の県補助金が減額される。

さらに、繰越額が翌年度の業務資金より多い場合は、特別業務資金として別に積み立てることとしているが、県の補助金が野菜基金協会に寝かされることのないよう、期間を区切ってその金額の妥当性を検討し、特別業務資金が過大と判断した場合は返戻を求めることとしている。

地域協議会が置かれている農協との共通経費^{あん}を農協と按分している場合には、平成22年度実績報告時の事務調査において、算出根拠となる書類（コピーの使用枚数等）の提出を求め確認の上、実績報告書に添付することとした。

また、協議会内の共通経費^{あん}の他事業との調整については、平成22年度に本事業の対象範囲を網羅した全額国庫補助事業が創設され、支出内容により当該事業を優先して活用するようお願いしているところであり、引き続き県予算の縮減に取り組みたい。

なお、平成23年度からの全ての交付先は、市町村に事務局を置く「地域農業再生協議会」となったが、協議会の事務局や構成員の共通経費^{あん}の適正な按分率については、活動内容によって変動するものであるため、実績に基づいて妥当性の判断をすべきものと考えており、引き続き事務調査において、適正執行の確認、指導をしていくこととしたい。

イ 予算と実績の経費単位での比較

過去 3 年間で最も多額の補助金を受けている鳥取市水田農業推進協議会を抽出し、予算額と実績額をその内容別に比較すれば、予算額と決算額で大きく乖離している経費が見受けられる。これは一例であるが、このような実態は各地域協議会にも見られるものである。

現在の補助金制度として、補助対象事業の各経費単位での精算にはこだわらず、あくまで予算と実績のトータル額での精算で足りるとしても、このように対象経費ごとの金額が大きく異なることになれば、予算というものが全く意味をなさないものになる。

よって今後は予算をより精密に計上するよう指導するとともに、検査の際にはトータル金額の比較にとどまらず、個々の費目についても予算と実績の比較を重視し、大きく増減した場合にはその理由を明らかにさせるべきである。

計画作成時に一定の根拠に基づいて積算していたとしても、事業を実施していく中で、補助金交付要綱の規定に反しない範囲での経費間の流用は、効果的・効率的な事業実施のためにはやむを得ないと考えている。

なお、予算と実績が大きく乖離した場合には、事務調査の時点でその理由を確認し、調書に記載することとする。

第 3 畜産課

1 財団法人鳥取県畜産振興協会自立支援事業交付金

ア 経営改善の指導について

この事業に係る交付金は、平成 19 年度に 5 年分が交付決定され、その計画に基づいて毎年度概算払いされている。各年度における未使用額は、平成 23 年度終了まで精算されないため、各年度の事務執行を充分把握し、経営改善に向けた経費節減に関する指導を行う必要がある。

各年度の終了後に協会から「交付金進捗状況報告書」の提出を受け、年度ごとの事業執行内容の把握に努め、黒字体質への転換に向けて助言等を行っているところである。

今後とも事業の執行状況を確認し、経営改善に向けた経費削減等の指導を行うこととした。

ウ 機械維持修繕について

牧場で使用する機械の修理点検業務については、以前は県からの派遣職員 2 名が行っていた。

しかし、自立化に伴う派遣職員の廃止に伴い新たな技術者を養成するため、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の技術者養成計画を立てて、技術者の養成を行っている。この計画によると、初年度は専門業者が修理を行うと同時に職員を指導し、段階的に修理方法を習得させることになっている。そのための機械修理委託料が年間 472 万円の予算として計上され、実際に委託料の支払を行っている。

機械の日常点検や簡単な修理については、協会職員が技術を習得して行った方が、長期的には外部委託よりも効率的かつ経済的であるため、今後の経営コスト削減という観点から日常業務の中で技術力の習得を図っているところである。

なお、高度な技術を要するため協会職員では修理できないものについては、民間業者による競争入札を行うよう指導している。

しかし、機械維持修繕に要する費用は外部委託にしたほうが低額で済むため、内部技術者を養成する必要性は低いと考えられるので、民間業者による競争入札を行うことを検討すべきである。

6 和牛再生促進事業（優良雌産子保留支援）費補助金

ア 補助金交付の要件について

補助金の交付対象となる和牛雌子牛の要件として、「地域の和牛改良組合が保留すべきと認めた牛」との項目がある。このような要件になっているのは、各和牛改良組合で、これまでの経過や課題、改良方針等が異なり、その独自性を尊重するためである。

地域の和牛改良組合が保留すべきと認めた牛については、各和牛改良組合で具体的な基準を定めていながら実際には県と和牛改良組合の協議に基づき決定している。従って、この決定手続について交付要綱等で具体的に定めるべきである。

11 自給飼料増産支援事業補助金

ア コントラクター組合に対する補助金について

倉吉、東伯、萩原及び大山ビューの各コントラクター組合は、全て計画と実績でその事業内容が大幅に変更になっているにもかかわらず、その事業費には変更がなかった。

4 組合とも当初の計画では、研修会12回、破損個所修繕6か所の計画で、合計30万円の事業費を計上していた。しかしながら実績報告書を見ると、破損個所修繕を行った組合は一つもなく、各組合ともに研修会の開催回数及び講師に対する報酬単価を変更したことによって、結果として計画通り30万円の事業費を要したことになる。

上記の計画と実績の相違について県担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

- ・ 研修会回数の変更について
計画していた研修回数では受講者が技術習得する段階まで到達しなかったため、研修回数を増加した。
- ・ 研修単価の変更について
計画時の単価は概算数値で、実績の単価は各コントラクター組合のオペレーター料金を基に講師に支払った。
- ・ 修繕が行われなかった理由について
破損がなく修繕が不要であった。

修繕計画などは実際に行わない限り不確定であることは理解できるが、研修回数と講師日当の単価については、その算定根拠が精査されたものとはいえない。

従って、計画と実績で事業内容の変更が生じたときの取扱いを定めておく必要がある。

13 自給飼料生産体制整備緊急支援事業補助金

ア 検証手続きについて

事業実施計画書と合わせて各和牛改良組合が定めた、保留すべきと認めた牛の基準を提出させ、審査の上で計画承認を行っているところであるが、交付要綱にはその旨明記していなかったため、事業の実施計画及び実績報告書に「改良組合が保留すべきと認める牛の要件」を明記するよう和牛再生促進事業費補助金交付要綱を改正した。

あらかじめ承認を得る必要がある変更該当しない場合でも、計画と実績に大幅な変更を生じる可能性があれば、事前に報告するようコントラクター組合に周知徹底した。

なお、当該補助金は、平成22年度に終了したが、平成23年度以降もコントラクター組合に対する他の補助金があるため周知したものである。

実績報告書に飼料作物作付面積の現状、目標及び実績が一覧表になっているが、なかには目標未達成のケース、現状と実績に変化がないケース及び現状に比べ実績が減少したケースが存在する。

このような特に減少したケースについては県が検証する必要がある。

第 4 経営支援課

6 鳥取県農業経営対策事業費等補助金（鳥取へ I J U！アグリスタート研修事業）

ア 事業のアピールについて

研修生に対し、給料はもちろん住宅手当や敷金礼金、また鳥取県までの赴任旅費も助成対象としており、県はこのような手厚い支援は全国一であるとしている。

農業を志す県外者に対し、このような支援を行うことにより、鳥取県での新規就農者の増加が期待される事業であるから、このような取組を県外者に対してさらにアピールすることが必要である。

イ 研修終了後の進路について

平成21年度末時点で研修が終了していないため、研修生の卒業後の進路は明らかでないが、具体的な戦略はあるのだろうか。インフラ整備も不十分なままに農業参入を勧めても、着実な結果を期待することはできないのである。

よって、研修を修了したが就職先も見つからず、新規就農しようにも農地がないといった問題が生じないように、研修修了者には優先的に就職先をあっせんする等の配慮が必要である。

ウ 研修中止時のペナルティについて

自己都合により研修を中止する場合の罰則が特に設けられていないが、ある程度のペナルティを設けるべきである。研修参加者には、税金を使って他の就農希望者よりも恵まれた環境で研修を行っているという自覚が必要である。もちろんやむを得ない事情がある場合は仕方がないが、自己都合の場合に何らかの措置をとることも考える必要

本補助事業は、飼料費低減に資するために機械を借り受ける経費を補助対象としているものであるが、県は粗飼料増産行動計画を策定して面積拡大を推進しているため、実績報告書に飼料作物作付面積も記載させているものである。

当該補助金は平成22年度に終了したが、面積が減少した補助事業者については、その要因を検証するとともに、農業団体と連携して、その検証結果を農家に対する飼養改善指導に活用し、経営の安定を支援することとしている。

実施主体である財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「機構」という。）において、大阪及び東京での事業説明会及び県内就農相談会等を通じて、就農希望者に対する事業PRを積極的に行った。

今後、より効果的なPRを行うため、研修終了後の就農事例を紹介する資料及び新規就農者向けの経営指導テキストを作成、配布することとしている。

研修修了生の県内就農状況（農業生産法人への就業含む。）は、第1期生（平成21年9月から1年間）は11名中6名であったが、第2期生（平成22年4月から1年間）は11名全員、第3期生（平成22年9月から1年間）は8名全員と、その成果が上がっている。

平成24年度開始の研修から、先進農家等での研修期間を2年間まで延長可能とし、より専門的な知識・技術及び実践的な経営ノウハウを習得することにより、着実に就農できるよう取り組むこととした。

また、実施主体の機構において、JA及び市町村等と連携して就農時の農地確保を図るなど、研修生の就農に向けた支援体制の強化を進めている。

研修生に対しては、原則、研修期間の初めの2か月間（トライアル研修期間）に研修を中止するか継続するか判断するよう求めている。さらに、機構において、就農意欲の有無、事前準備の状況などを総合的に勘案しながら、2か月間のトライアル研修により適性がないと判断すれば、本格研修へ移行をさせていない。

がある。

本格研修に移行後、自己都合で研修を中止する場合は、健康上の問題や家庭の事情などのやむを得ない事情以外の理由で研修を断念するケースは事実上想定しにくい。

また、研修事業の経費（転居経費にかかる助成を除く。）は、機構が雇用した研修生に給与として支払われており、研修を中止したことを理由に、すでに支払われた給与をさかのぼって返還を求めることは不可能である。

ただし、定住準備交付金を受けた研修生に県内に移住したことにより交付した転居経費については、給与に当たらないことから、研修中止に伴い転出した場合は返還を求めることとした。

8 鳥取県農地確保・利用支援事業費補助金

ア 補助金の交付先について

鳥取県担い手育成総合支援協議会に対して補助金の支払があった数日後に、同額が鳥取県農業会議に支出されている。最終的には鳥取県農業会議を経由して、八頭担い手育成総合支援協議会及び鳥取中央農業協同組合に対する面的集積交付金として交付されるものであり、鳥取県担い手育成総合支援協議会及び鳥取県農業会議を経由する必要はない。

当該補助金は、国の補助金交付要綱に基づき鳥取県担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）に交付したものであり、県から直接八頭担い手育成総合支援協議会等に交付することは制度上できない。

この補助金の交付にあたり、協議会の事務局業務を所掌する鳥取県農業会議を経由したのは、国の「担い手育成総合支援協議会設置要領」等に基づいたものであるが、非効率であったことは否めない。

なお、当該補助金は平成21年度で廃止された。

第 6 農地・水保全課

1 農地・水・環境保全向上対策交付金

ア 活動組織名の変更について

平成21年度の交付申請時と変更申請時の活動組織名の一部を対比し、申請書を調査した結果、新規活動組織については交付申請時には活動組織名が明確に表示されておらず、交付申請の変更によって初めて活動組織名が明示されていたり、変更時に面積が変更している状況が判明した。

これは、交付決定等事務の簡素化により活動組織が速やかに活動できるよう配慮した結果によるものであり、また地域住民の総意に基づく活動に対し、その活動面積に応じ交付金を交付する制度であるため、活動面積や組織の名称の確定に遅れを生じることは仕方がないものの、県として活動組織や面積の把握に努められたい。

農地・水・環境保全向上対策の推進母体である鳥取県農地・水・環境保全協議会（以下「保全協議会」という。）及び活動組織と協定を結ぶ市町村に対し、新規協定についてはできるだけ速やかに活動組織の把握及び協定面積を確定するよう、保全協議会の総会等及び市町村の担当者会議等で周知及び指導を行った。

3 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金

ア 補助金の資金造成について

国の制度に対しての意見であるが、下部団体に交付した補助金を上部団体に拠出する方法は資金

当該事業は、土地改良区から県土連に負担金を拠出し、県土連が県補助金と合わせて全土連に拠出し

の流れが不明瞭となるおそれがある。よって、鳥取県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）に交付された補助金を、全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）に拠出するのではなく、県土連において資金造成をする方法、あるいは当事業を実施する際に改良区へ直接補助金を交付する方法を採用した方がよいと考える。

7 鳥取県土地改良事業補助金（新農業水利システム保全対策事業）

ア 農業水利システム保全計画策定業務の契約について

農業水利システム保全計画策定業務においては、事業主体である各土地改良区及び市町村が補助金を受け取った後、県土連と委託契約を結び、補助金額と同額の委託料を県土連に支出しており、結果的に各土地改良区及び市町村の業務に対する補助金はないことになるため、国の制度改革を含め、検討する必要性を感じる。

イ 随意契約について

農業水利システム保全計画策定業務に係る委託契約は、県土連が全て随意契約により請け負っているが、民間企業も含めて一般競争入札を行い、適正な金額で委託契約を結ぶよう指導するべきである。

9 水田等フル活用緊急整備支援事業補助金

ア 水路補修に関する事業計画について

水路補修については、補修工事の交付申請時の計画と実績報告を比較してみると、事業量に大きな開きが見受けられた地区がある一方で、予算と実績の事業費の金額は大きく変わっていなかった。

確かに詳細な事業費等の算定が困難なケースはあるが、これは事業計画時には、できる限り適切な工事見積りを行った上で予算を計上することが望ましい。

た資金が、再び、全土連から国庫補助金と合わせて県土連に交付されてくるという、複雑な資金の流れになっており、不明瞭であるので、例えば国と県が直接県土連に補助するよう、国に制度改革を要望する。

補助金交付要綱では、補助対象経費として「計画策定に必要な調査、試験及び測量等に要する費用」と定めており、土地改良区及び市町村が、アンケート調査、測量、計画書作成などの計画策定業務を県土連へ委託しているため、結果として県土連への委託料と同額が補助申請されているものである。

なお、当該補助金は平成23年度に終了した。

県土連との随意契約は、事業主体である市町村、土地改良区の判断により行っている。契約の透明性確保等の観点から、委託業者の決定を適切に行うよう今後も指導していく。

当該補助金は、平成21年度に終了したが、今後他事業においても事業計画時に適切な見積りを行うなどを指導していく。